

<h1 style="text-align: center;">元 氣 の 源 通 信</h1> <p style="text-align: center;">人事労務・社会保険等手続き・助成金・給与計算</p>	<p style="text-align: right;">特定社会保険労務士・経営士 深川順次 福岡市東区香椎4-11-17-201 TEL 092-661-0552 FAX 092-661-0582</p>
<p>(今月の言葉)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 障害者が働く意味を教えてくれた ② 障害者雇用のメリット ③ 中小企業にも拡大される障害者雇用納付金制度 ④ 各種助成金を活用しよう 	

2010年4月号(第93号)

働く従業員の70%以上が障害者という会社があります。日本理化学工業です。「日本でいちばん大切にしたい会社」(坂本光司著)に取り上げられてから、マスコミが注目するところになりました。カンブリア宮殿などでも紹介され、また鳩山首相も訪問したという事で、ご存知の方も多いかと思えます。

障害者雇用は、まだまだ厳しい状況が続いています。従業員56人以上の企業では、1.8%の障害者雇用を義務付けられていますが、平成21年6月1日現在の雇用率は1.63%です。1.8%の法定雇用率を達成している企業は4割に過ぎません。

日本理化学工業には、従業員数75人のうち実に53人が障害者、しかも重度の方が33人も在籍しています。大山会長は言います。「知的障害者から、働く原点を教わった」「知的障害者は、社会の宝だ」今回は、日本理化学工業(大山会長)から、障害者雇用の原点とそのメリットを学んでいきたいと思えます。

障害者雇用は社内を活性化させる

障害者が働く意味を教えてくれた

大山さんが知的障害者を受け入れたいきさつは次のようなものでした。

今から50年前、養護学校の先生に卒業生の就職を受け入れて欲しいといわれます。しかし、知的障害者と接したことがなかったので、申し訳ないけれどもと断りました。しかし、先生は何度も足を運んで訴えます。「あの子たちは、一生働くことを知らずに、この世を終わってしまうのです。雇うのが無理なら、2週間だけでも就業体験させて欲しい」大山さんは先生の熱意にうたれ、また障害者への同情心が芽生え、2週間だけならということで受け入れたといえます。

2人の養護学校の生徒がきます。彼女らはもちろんすぐには仕事を覚えることができません。しかし、昼休みになっても、休憩時間になっても、もう止めなさいといわれるまで、手を休めることもなく働きました。誰よりも一生懸命、一生懸命・・・

2週間たったとき、社長のところに従業員たちが来て、こう言ったといえます。「社長、お願いします。あの子達を雇ってあげてください。私たちが面倒を見ますから。これは、現場の者、みんなの意見です」

しかし、大山さんは、「どうして施設で保護されるよりも、企業で働きたいのだろう。施設にいる方が楽だろうに」その疑問が解けませんでした。そのときに出会ったのが、禅寺の住職の言葉です。「人間の究極の幸せは4つある。人に愛されること、人にほめられること、人の役に立つこと、人から必要とされること。働くことによってそれは得られる」大山さんは気付きます。知的障害者も「人の役に立ちたい、社会に必要とされたい」という本当の幸せを求めているのだと。

これ以降、大山さんはいろいろな困難を乗り越え、知的障害者の雇用にこだわってきました。職場も知的障害者が働きやすいように変えていきます。数が読めない人には、それがわかるように色の重りで識別できるようにする、機械を何分稼働させるのか分かるように砂時計を使うなどです。

もちろん、利益を出し続けなければ会社は存続できません。そのために新商品の開発にも余念がありません。「キットパス」や「ホタテ貝殻入りチョーク」など、地域と連携しながら開発し、顧客に受け入れられてきました。

大山さんは言います。「私に、『働く幸せ』を大事にしたいという『思い』を授けてくれたのは知的

障害者でした。改めて、心をこめて、感謝の気持ちを伝えたいと思います」

障害者雇用のメリット

障害者雇用には4つのメリットがあるとされています。

1. 労働力を確保することができます。

仕事のやり方を工夫すれば、障害者も健常者に決して劣らない能力を発揮することができます。このことは、私が関与しているクリーニング工場の社長も強調されていました。

2. 会社に助け合う風土が生まれます。

「障がい者と一緒に働くことで、彼らが苦手とする作業をフォローしたり、できる仕事をもっと上達させてあげようと、他のスタッフたちが協力しあうようになった」(ユニクロ柳井会長) ユニクロでは、障害者雇用率が8%を超えています。

3. 消費者の皆様が味方をしてくれます。

同じような商品があったとしたら、障害者に優しい会社が作っている製品ということで選択してもらえます。

4. 地域に支えていただけます。

自治体は、地元の障害者を雇用する企業をバックアップしてくれます。日本理化学工業も川崎市や北海道との連携で新商品を開発してきました。

中小企業にも拡大される障害者雇用納付金制度

現在、法定雇用率1.8%を達成していない企業(従業員301人以上の企業が対象)から、不足分1人当たり月5万円が徴収されています。例えば、350人規模のA企業であれば、法定雇用率を達成しようとするれば6人の障害者を雇い入れる必要があります。しかし、A企業は年度を通して5人しか雇っていませんでした。そうするとこの企業は、1年間を通して1人不足していますから、5万円×12=60万円の納付金を支払わなければなりません。

この制度が、今年7月から従業員201人(20時間以上30時間未満の従業員は、0.5人として換算)以上の企業に適用され、平成27年4月1日からは101人以上の企業に適用されることとなります。それゆえ、従業員101人以上の企業はその対策も必要です。(徴収金は月4万円となる)

一方、7月以降は法定雇用率1.8%を超えている企業には、201人以上で調整金(1人超えるごとに月2.7万円)、200人以下の企業で報奨金(4%又は6人のいずれか多い数を超えているときに、1人超えるごとに2.1万円)が支給されます。

各種助成金を活用しよう

障害者雇用には、各種助成金が用意されています。主なものをあげると

(1) 特定求職者雇用開発助成金

障害者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して支給されます。

短時間以外の重度障害者 240(100)万円 短時間以外の重度を除く障害者 135(50)万円

短時間の障害者 90(30)万円 ()内は大企業

(2) 障害者試行雇用(トライアル雇用)奨励金

3ヶ月間の期間を定めて雇用します。1ヶ月4万円が支給されます。

(3) 障害者初回雇用奨励金

障害者雇用経験のない中小企業(56~300人規模)がハローワークの紹介により障害者を初めて常用労働者として雇い入れたとき、1人に限り100万円が支給されます。

その他、前述の納付金制度に基づく各種助成金があります。例えば、作業を容易にするための施設・設備の設置・整備、業務の遂行や職場適応を援助する者の配置や委嘱、通勤のためのバス・自動車の購入や駐車場の賃借などです。

参考文献:『働く幸せ 仕事でいちばん大切なこと』(大山康弘)

『日本でいちばん大切にしたい会社』(坂本光司) 『わがドラッカー流経営論』(柳井正)